第16回社会保障審議会企業年金·個人年金部会 2020年10月14日

資料1

令和3年度税制改正要望事項

企業型・個人型確定拠出年金の拠出限度額の見直し

(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税等)

1. 現状

- 企業型確定拠出年金(企業型DC)の拠出限度額は、現行は月額5.5万円となっている。
- 企業型DCと確定給付企業年金(DB)を併せて実施する場合は、DBに加入している者と加入していない者との間で不公平が生じないよう、月額5.5万円からDBの掛金額を控除する必要があるが、現行は全てのDBの掛金額を月額2.75万円と一律に評価し、企業型DCの拠出限度額は残りの月額2.75万円となっている。
- この控除するDBの掛金額については、制度創設当時の厚生年金基金の単純平均から評価したものであるが、現在のDBの掛金額の実態は、月額2.75万円より低いDBが多く、DB間で大きな差もあり、より公平な制度とすることが求められている。
- 〇 また、個人型確定拠出年金(個人型DC)の拠出限度額は、現行は企業年金(DB・企業型DC) の加入状況によって異なっている(月額2万円、1.2万円等)が、より公平な制度とすることが求められている。

2. 要望内容

- 国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援 を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、企業年金・個人年金の在り方を検討 し、税制上の所要の措置を講ずる。
- (※)現在、社会保障審議会において、企業型DC・個人型DCの拠出限度額について、DBごとの 掛金額の実態を反映し、より公平な算定方法に改善を図ること等を検討中。